

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 令和元年6月24日（月）午後2時30分～午後4時30分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 矢野直邦（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 鎌田咲子（東京地方裁判所立川支部刑事部判事補）
検察官 石島正貴（東京地方検察庁立川支部公判担当副部長）
検察官 中村憲一（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
検察官 小山陽一郎（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
弁護士 加藤梓（東京弁護士会所属）
弁護士 関口勇太（第二東京弁護士会所属）
弁護士 加地裕武（東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番、2番、3番、4番、5番、6番」とそれぞれ表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、時間になりましたので、今年度の裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は、「裁判員制度10年目を迎えて 裁判員裁判のより良い運用に向けて」ということで皆さんから御意見を伺いたいと思っております。報道等されましたので御存じかと思えますけれども、裁判員制度は今年の5月21日で制度がスタートして10年目を迎えました。これまで多くの方に裁判員として裁判に参加していただいて、ちょうどここにポスターも貼っていただいたところですが、多くの方から、参加して良い経験だったというありがたい御意見をいただいております。ただ、法曹三者においては、10年経ちましたけれども、まだまだ十分でない部分もあり、日々こういった形で意見交換会を行わせていただいて、皆さんから

法廷での裁判あるいは評議について忌憚のない意見を述べていただいて、それをまた次の裁判につなげていくというような運用を行わせていただいているところです。本日は、立川支部で実際に裁判員を経験していただいた6人の方にお集まりいただいて、短い時間ではありますけれども、皆さんが参加されてどのように感じたのかどうか、厳しい意見も含めて忌憚のない意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は、二つの点について御意見を伺いたいと思っております。まず一つ目は、法廷における裁判あるいは評議の改善点というテーマになります。裁判員と裁判官が協働して裁判をより良くしていくという裁判員制度の目的を十分に実現するためには、刑事裁判に初めて参加する市民の皆さんにおいても、参加したときに裁判員として自分自身が求められている判断事項が何なのかを理解していただくとともに、法廷での裁判を通じて、参加する事件について自分なりの意見、これを形成することができるようになっていくことが重要になるかと思われまふ。そのためにも、法廷での裁判の最初の段階で、皆さんがどういった事項について判断を求められているのか、これが分かりやすく皆さんに伝えられるとともに、その後の法廷での証拠の取調べも、初めて参加する皆さんにとってその内容が分かりやすくなっていること、これが必要不可欠だと法曹三者の方では理解しているんですね。「目で見て耳で聞いて分かる」といった標語を用いることもありますけれども、皆さんの率直な感想として、そのような分かりやすい裁判が実現できていたのかどうか、また、その法廷での裁判が終わった後の評議においても、裁判官と裁判員とでしっかりとした評議、これができたかどうか話を伺えればと思ひます。以上がテーマの一つ目ですね。

そして、二つ目は、「裁判員制度のこれから」です。裁判員制度は10年目を迎え、約9万人の市民の方にこれまでに裁判員として裁判に参加していただいて、約1万2000人の被告人について裁判員裁判によって判決が言

い渡されてきましたが、報道等でも紹介されているとおり、制度がスタートした後、辞退率が上昇を続ける一方、選任手続への出席率が少しずつ低下してきている、無断欠席が増えているということですのでけれども、そういうような問題点も報告されているところです。言うまでもなく裁判員裁判は皆さんの参加がなければ立ち行かない制度ですので、より多くの方、多様な方に参加、協力していただくために、こういった取組等が更に必要なのか、裁判員裁判をより良いものとして将来に向けて続けていくために、こういった点が必要なのか、アドバイス等をいただけたらと考えております。なお、最後に、報道機関の方から皆さんに質問していただく時間、これを15分ぐらい設けております。

それでは、1番の方から順番に、参加した事件について御紹介していきます。1番の方が担当された事件は、被告人が、夜間、ペティナイフを隠し持ってコンビニエンスストアを訪れて、店員さんに対してこのナイフを突き付けたり振り下ろそうとしたりして脅すなどした上、現金を奪い取ろうとしたけれども、抵抗されたために強盗は未遂に終わった、ただ、その際にこの店員さんにけがを負わせたとして起訴された強盗傷人、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件です。昨年5月に公判を実施して、裁判員としてお越しいただいた日数が選任の日を含めると全部で5日間、そして公訴事実には争いはなく、主な争点は量刑で、検察官が懲役6年6か月を求刑したのに対して、弁護人は全部執行猶予の判決を求めておりまして、裁判所の方では最終的に懲役5年の実刑判決を言い渡した事件です。それでは、1番さんから簡単に自己紹介いいですか。

1番

今この日にちを見て、あっ、もう1年経ってるんだということが実感できたぐらい、すごく今も記憶に新しい経験でした。当時は会社員をしていて、会社の有休を使って参加したんですけれども、それ以降も、テレビで流れる事

件に関しては、またこっちの目線でも考えるようになったような経験がありましたので、今日は皆さんの意見なども聞けたらと思ひまして参加しました。よろしくお願ひいたします。

司会者

ありがとうございました。それでは、続いて2番の方が担当された事件ですが、母親である被告人が、実家で生後間もない子供に対して首を絞めるなどして殺害したとして殺人罪として起訴された事案です。被告人が当時精神障害に罹患していて、その症状の影響の下で事件を犯したことや心神耗弱という状態にあったことは、検察官と弁護人の間で争いはなく、主要な争点はそれを前提にした量刑であるとされていて、検察官は実刑を、弁護人は執行猶予付きの判決を求めたという事件になります。昨年7月末から8月に公判を実施して、裁判員としてお越しいただいた日数は選任の日を含めて全部で7日間、精神障害の影響によって犯行を思いとどまる能力が著しく損なわれ心神耗弱状態にあったとした上で、懲役3年、5年間全部執行猶予という判決を言い渡したという事件になります。

2番

はい。今はもう仕事を離れて、自分の会社を退職した人たちのためにボランティアをやってると、そういう生活をしています。年齢からいってちょうど孫がそのような感じかなというちょっと重なる部分もあって、何となく心に残る事件だったなというふうに思います。量刑で刑が言い渡されて、それに関連したということで、その刑の長さ分、多分僕はそれが記憶に残って、被告人の方がちゃんとしてくれたらなという思いが心の中にずっと残るのかなという、そのようなことを思っております。この思いは多分伝わらないわけですけどね。そういうような経験をさせていただきましたということです。これからも、事件はそういうもんだなというふうにちょっと見方が変わったというか、そんなような自分が勉強したといひますか、そういった経験をさ

せていただいたような気がいたします。ありがとうございます。

司会者

3番の方が担当された事件は、被告人がスーパーで、買い物客である被害者が会計の際にトレーに置いた1万円札を盗んで逃げ出した後、追い掛けてきたこの被害者に対してナイフで首などを刺してけがをさせたとして強盗傷人罪で起訴された事案です。争点が多く、主な争点としても、正当防衛が成立するか、誤想防衛が成立するか、責任能力があったか、それから量刑、こういった四つが挙げられていたという事件です。昨年9月初めに公判を実施して、裁判員としてお越しいただいた日数は選任の日を含めて全部で9日間、裁判所の判決は、正当防衛、誤想防衛はいずれも成立の余地がないとし、責任能力についてはいわゆる完全責任能力が認められるとした上で、懲役5年という判決になります。

3番

当時なんですけど、会社員として平日働いておりました、当時は会社の裁判員休暇がありましたので、それを使って参加しました。先ほどおっしゃっていただいたように、すごく争点が多いとか考えることがたくさんで、今思い返してみてもすごく頭を使ったなというような印象の裁判だったんですけども、本当にとっても貴重な経験をさせていただいたなとすごく思っております、少しでもお役に立てればと。私ぐらいの年代とか、会社もですけれども、裁判員のこと自体も知らない方でしたりとかいろいろあったりとかしますので、そういったことにも、どこまで役に立てるか分からないですけども、少しでもお役に立てればと思って参加させていただきました。よろしく願いいたします。

司会者

4番の方が担当された事件ですが、被告人が、自宅で寝ていた旦那さんに対して足首をひもで縛ってライター用のオイルを付近にまいて火をつけて焼

死させて殺害したとして殺人罪として起訴された事件になります。主要な争点は殺意の有無と整理され、昨年の9月に公判を実施して、お越しいただいた日数は選任の日を含めて9日間、裁判所は、判決で、被告人はあらかじめ旦那さんの殺害を計画して殺すつもりで犯行に及んだと認定して殺意を認めたと上で、懲役15年という量刑をした事件になります。

4番

医療系関連のサービス業に勤めて会社員をしております。今回のことを思い出すと、2年ぐらいの前の11月だと思うんですけども、裁判員の候補者に選ばれましたという通知が来まして、まずは興味本位でやってみたいというふうにそのときは思いました。実際この9月の前に招集が掛かりまして、あのときはたしか50名ぐらいいらっしやってたんじゃないかなと思いますけれども、その中で6名プラス2名が選ばれるということで、そこでも是非やってみたいというふうに思っていました。実際、裁判が始まってみますと、裁判の中身は殺人事件でしたし、その殺人の仕方というのも非常に残酷なものであって、裁判の間は結構プレッシャーが掛かる日々でした。でも、今回またこの会が開かれるということで、早速出させてくださいということでお返事させていただきましたのも、まさに10年目を迎えた裁判員制度、私としては参加してみても是非続けていただきたいのと皆さんに興味を持っていただきたいという気持ちで参りましたので、今日は有意義な時間にさせていただければなと思っております。よろしく申し上げます。

司会者

5番の方が担当された事件は、被告人が自宅で実母に対して包丁で胸腹部を複数回突き刺して殺害したとして起訴された殺人被告事件です。公訴事実には争いはなく、主な争点は量刑と整理され、昨年の11月末から12月にかけて裁判を実施して、裁判員としてお越しいただいた日数は選任の日を含めて6日間、検察官が懲役15年を求刑したのに対して、弁護人は保護観察付

きの執行猶予を求めた事件のようですが、裁判所は懲役11年という判決を言い渡しております。

5 番

私は今会社員をしております、私も裁判員裁判の休暇制度がありますので、そちらを使って参加させていただきました。法廷とかこういうものに関して、裁判員裁判はある程度知ってましたし、ニュースとかで見る度に、私、基本的には人を殺したら死刑と思ってる人間だったので、ちょっとこの当たったところで、どういう感じで量刑が決まっているのかとても興味があったのもありますので、参加させていただいてずっと考えてたんですけども、今回私が担当したのが、母親を子供が刺すということで、母親がちょっと私と年が近いものですから、ちょっとすごい、いたたまれない事件に当たってしまったのかなと思いました。今ひきこもりの事件が相次いであるので、それも今はちょうど重ね合わせていくと、この被告人もそういう感じで、どういう気持ちを持って母親を殺したのかなというのが、今になってはとても気にはなるんですけども、そのときはやはり、なぜ殺人を起こさなきゃいけなかったのかとか、それが論点で私たち参加メンバーはずっと量刑を考えてきました。今回も、ほかの方の意見とか、裁判員裁判をもっとやはり知っていただきたい、やはり上司とか男性の方たちは裁判員裁判に興味があるし、もしも当たるのであれば是非参加してみたいというのが多数いるんですけども、その反面、女性の同僚の方たちは、やはりほぼ全滅です。というのは、なぜかと聞くと、まずやはり証拠写真が見たくない。私も、見た段階で耐えられるかどうかというのは自信がないんですけども、それに際してやはり、まず証拠写真が怖いとか、殺人なんでしょう、そんなの怖いよねという人が大半です。そこを今後どうやってうまく裁判員裁判はこういう感じなんだよ、大丈夫だよというのを言っていない限り、やはり女性の参加率は低いかなという感じがしましたので、是非この場面で少しでもお役に立てればなと

思って参加させていただきました。

司会者

6 番の方が担当された事件は、被告人が夜間路上で歩行中の女性に背後から抱きついて転倒させ、胸をもむなどのわいせつな行為を行って、その際にけがをさせたとして強制わいせつ致傷罪で起訴された事件です。公訴事実には争いはなく、主な争点は量刑とされ、今年の3月に裁判を実施して、お越しいただいた日数は選任の日を含めて6日間、検察官が懲役4年を求刑して、弁護人が全部執行猶予の判決を求めたのに対して、裁判所は懲役3年、5年間全部執行猶予という判決を言い渡した事件です。

6 番

3月の当時も今も同じ会社に勤めています会社員です。裁判員制度については前々から興味を持っていて、なぜ興味を持っていたかという、やっぱりテレビだとか新聞報道とかで、こういう事件があって判決が下りたというのが、ちょっと僕の感覚からいくと市民感情が全然反映されてないんじゃないかなという、ちっぽけな、何というんでしょう、正義感と言ったらいいんでしょうかね。そういったものが、何としても、この裁判員制度にも選ばれたら、市民感情みたいなもの、自分なりの意見で何とか関わっていききたいなと思っておりました。ただ、実際呼ばれて参加してみたら、とても大変でした。皆さんおっしゃっておられましたけども、とても頭を使って、殺人みたいな事件からすると、私に関係したこの事案というんですか、とても僕を含めて皆さん疲れ果ててました。ただ、皆さん非常に、僕もそうなんですけれども、とてもいい経験をさせていただきましたし、とにかく加害者を生まない世の中にしたいなという気持ちが素直に芽生えました。今日こうやって呼びいただきまして、皆さんと同じく、何か僕なりの経験が、今後参加される方々若しくはまだ拒否をされている方々の理解だとか興味、関心が芽生えてくれたらいいなと思って、お役に立ちたいと思って参りました。以上で

す。

司会者

ありがとうございます。それでは、まず公判審理、法廷での裁判についてどうだったのか、一言で言うと分かりやすかったのかどうかについて感想等を伺っていきます。皆さんそれぞれ参加された事件は違うんですけども、法廷での裁判全体として分かりやすかったと言えるのかどうか、初めて裁判に参加する市民の方、これを前提としたときに、一応これは分かりやすい裁判だったなというふうな評価、これを与えられるかどうか。全体として分かりやすかったという評価を与えていただろうと思われた方はどのぐらいいらっしゃいますか。5番さん以外の5人。5番さんは、どの辺りが少し難しかったと感じられたのか御紹介いただけますか。

5番

やっぱり初めてなので、選任されてから、金曜日が選任日だったんですけども、月曜日から入ります。月曜日から法廷に入って、いきなり検察官の方と弁護人の弁護士さんたちの話を聞いて、んっ？と言って、ちょっと戸惑ってしまったんですよね。そこで何をしなきゃいけないかというのは書いてあって、何とか殺人、子供が母親を殺人して量刑を何年にするということは分かったんですけども、最初はやっぱり緊張してるのもありますし、ずっとその雰囲気にも慣れてないので、しばらくずっと聞きながら考えてたんですけども、少し、やはり話を聞いてて分からない言葉とかそういうのもあったので、ちょっと、まず最初はイメージが湧かなかったかなというのは、感じました。

司会者

ありがとうございます。そうしますと、ちょうど今5番さんの方から、やはり最初は緊張感もあってなかなか整理するのも大変だったというような御感想をいただいたので、裁判の手續の順序に従いながら、それぞれの時点で

どうだったのかというところを更に伺っていかうかと思います。まず、冒頭の手続を通じて裁判員として判断すべき事項をイメージできたかどうか。法廷での裁判は、裁判の初日に検察官が起訴状を朗読し、被告人がこれに応答するという冒頭手続が行われ、その後、検察官と弁護人がそれぞれ証拠によって立証していく内容をプレゼンテーションする冒頭陳述という手続が行われます。この冒頭陳述まで進んだところで、皆さんの方で、その事件で裁判員として求められている判断事項がどういうものなのか、それに関して検察官と弁護人がどういう主張をしているかが理解できたのかどうか、皆さんの御感想等を伺えればと思います。

1 番

そうですね。私の場合は、量刑を決めるというところ、一番初めからはもちろん分かってなかったんですけども、何がポイントになってくるのかなというのは、そういった陳述などを聞いていてイメージはできたと思います。ただ、凶器の刃渡りが何センチであるとか、計画性があったとか、そういうところは全て説明があるんですけども、何でこの人がそういうふうな事件を起こしたのかとか、そういうところまではやっぱり分からないんですけど、それはもちろん最後のところまで分からないんですけど、だから、何を判断材料にして何を決めていくのかというところは、イメージはできたと思います。

司会者

量刑以外も争点になっていた2番さん、3番さん、4番さんはどうですか。

2 番

裁判員としての役割というのは、事前に配られてた資料を読みましたので、役割というのを自分なりに理解してたわけですね。最初の検察から冒頭陳述で、いわゆるプレゼンテーションがあったときに、非常に理解しやすく、むしろ感情移入というんですかね、被告人を目の前に、何て残忍なとい

うことで、多分鬼の形相をしてたんじゃないかと思うんですけども、それから30分もしないうちに、今度は弁護側の陳述があつて、それを聞くと、今度は、何てかわいそうな境遇だろうというようなことで、涙をこらえるのが必死だったと。休憩を挟んで、証拠に基づいて事件を理解し、判断を下すという、そういったことは書かれて分かってたんですけども、実際にはそういう心が動いたと。休憩を挟んで裁判長の方から再度そういうことを改めて言われまして、あつと我に戻るというような、そんな自分を見つめたというようなことがありました。そういう意味では分かりやすかったかどうかという、極めて分かりやす過ぎたかなという、そのぐらいの感情を持ちましたということです。

司会者

3番さんも争点が多いような事件でしたけども、この辺りいかがでしたか。

3番

そうですね。本当に初めて法廷に行く前に、まず裁判官、裁判長の方より、これからどういった話があつて、どういうことを弁護側と検察側が言いますという説明を少しいただいていたので、それに関しては少し心構えができた上で聞いたかなと思っています。ただ、やはりとても分かりやすく、検察の方も弁護の方も大変分かりやすい資料を配っていただいていたんですけども、やはり裁判自体が初めてでしたので、分かりやすくはあったんですけども、理解するのは結構大変だったなという印象でした。ただ、私もこの今回の裁判をきっかけに、いろいろと傍聴に行ったりとかするようになったんですけども、本当に裁判員に向けてすごく分かりやすく、ほかの裁判とかを見てると、裁判員裁判は裁判員に向けてすごく検察の方も弁護士の方も分かりやすく説明して下さってたんだなというのをすごく思います。やはり冒頭陳述も頭がいっぱいいっぱいになってしまっていたところで、裁判長とか裁判官の方が、終わった後に、今のはどういう話でしたと

いうのを逐一フォローしながら戻った後に進めてくださったので、それによって頭が大分整理できたなという印象です。

司会者

それでは、争点のあった事件として、4番さんはいかがですかね。

4番

私が担当させていただいた事件は、殺意の有無についての議論があったわけですが、検察の方から提示されている資料は紙で手元に配られて、細かく事件の前後のこと、それから数字で表せるものについては数字で表記がありまして、ここは非常に分かりやすかったと思っています。今回の被告人になった方は精神鑑定を受けられていて、精神障害であるかないかというところを裁判の中で争われまして、ここはなかなか定量的に表せないところだったので、裁判員の皆さん、ここは議論を尽くして、どちらであったかというのは議論できたと思います。ですので、そこに対しての資料提供も裁判の中ではそれぞれされていて、それを参考に皆さんで明らかにしていって、議論ができたのではないかというふうに思っています。

司会者

判断のポイントに向けての土台設定というところですかね。そういった意識付けみたいところは冒頭陳述で十分に行われたというような、そういうような感想で伺ってよろしいでしょうか。

4番

はい。

司会者

5番さん、6番さんは量刑というところが中心的な争点となっていた事件のようですが、その量刑に関してどんなポイントに注意を払って聞いていく事件なのかとか、そういったところも含めて冒頭陳述で提示されていたか。御感想とかあればお願いいたします。5番さんは最初の方でおっしゃ

ったので、6番さん、どうですか。

6番

裁判員として判断すべき事項をイメージできたかという質問についてはイメージできました。裁判員6人いたのかな。何日間か経って、ゴールはここに行こうよというのは、僕たち裁判員6名の中ではコンセンサスが取れてたと思います。ただ、ここに当時の資料を用意していただいたんですけども、弁護側なり検察側なり、いろいろばあっとレジュメ上で書かれていて、一つ一つ熟読していくと、ここも考慮に入れていかなきゃいけないのかということで、扱った事件に関しては強制わいせつ致傷ということで、しかもその罪状認否というんですか、被告人もやりましたと言ってくれてるので、じゃあ量刑はどんな量刑にするべきかと、割と単純だったと思うんですけども、とにかく考えなきゃいけないことこんなにいっぱいあるのと、一つ一つこれはどうやって判断したらいいんだろうというのがまずそれぞれにありましたし、裁判員として判断を下すというゴールは見えてるんですけど、この間、行く道筋は大変だぞというイメージは当時持ちました。

司会者

今、冒頭陳述については皆さんからお話しいただいて、非常に分かりやすかったという声もある一方、裁判官の方で解説するところもあって、それで理解できたという御紹介もいただいたところです。裁判官のフォローも要らずに、裁判員が法廷で聞いているだけで、争点あるいは双方の意見を理解できるというのが望ましい形ではないかという議論も法曹三者の中でやってるんですけど、その辺りで更に工夫点とかアドバイスがある方がもしいらっしゃったら、この場で披露していただきたいと思います。どなたでも結構ですけども、争点とか多かった3番さんとか、よりこういうふうにしたら良いのでないかとか、そういうところがありますか。

3番

冒頭陳述自体は、今見返せば分かりやすく、争点もすごくはっきりさせて
いただいたんだなと思うんですけれども、そうですね、私は分かりにくさ
というよりは、やはりこちらが何か緊張して何がこれから起こるのかも分か
らない、ほとんど分からないような状態でいきなり朝から法廷に行くので、
その辺のイメージが、もう少し、こういうことを話して行ってこういう議論
をしていくというのが私たちの中で事前に分かっていたら、頭も整理して理
解しやすく聞けるのかなという気はします。

司会者

冒頭陳述が行われた後は、どの事件でも証拠書類の朗読、あるいは図面と
か写真の提示、それから証人の尋問とか被告人に対する質問、そういった証
拠の取調べが行われていったかと思います。皆さんの参加した事件で、この
証拠の取調べという観点で、内容的にすっと入っていったのか、分かりづら
かったものとかなかったかどうか、そういったところの感想もいただければ
と思います。

1 番

私の場合は、分かりにくいものは特にはなかったのかなと記憶しています。
ただ、被告人の方が外国人だったわけで、もう初めから罪は認めていたので、
そうですね、特には分からないというものはなかったなと思っています。た
だ一つだけ、話が戻るんですけど、その日にこの事件をしますと1日目のと
きに皆さん聞くんですよね。私もそうだったと思うんですけど。前、いつの
段階でこういう事件にするというのが分かるんでしょうか。

司会者

一番最初の裁判員に選ばれるとき、それを決めたときですね。選ばれる直
前に、今日皆さんに入っていていただく可能性のある事件というのはこういう事
件ですということを裁判所の方でお話しするので、そのときが事件に対する情
報を一番最初にお伝えする機会になります。

1 番

私は強盗傷人で、まず一番初めに思ったのは、あっ、誰も死んでないと思っただけですね。だからやっぱりこのインパクトの差は事件性によってすごく大きいなというのは、今の段階でもそういう思いです。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番さん、証拠調べの関係でいかがですか。

2 番

証拠というと、いわゆる被害者の死に至らしめた解剖所見とか何とかかんとかが出たらどうかとか思ったんですが、そこはイラストですんなり分かりやすくといいますか、そういうのが随分排除されてるんだなというのがあったんですが。逆に言うと、それはそれ、見せてもいいよというか、見ても大丈夫な人向けには出してもいいかなという、そういうもうちょっと選択の幅を出してもよかったような気はします。ただ、じゃあ、それを見たからどうかということ、別にどうということはないんですけど、リアリティーを感じるといいますかね、その程度の話なんですけど、何か見ても大丈夫な人もいるということですね。それをちょっと理解してほしいなというのはありました。

司会者

3番さんは、いかがですか。

3 番

証拠調べに関して、連続した画像ですとか図や実際の凶器、実物などを見せながら、弁護士の方も検察の方も詳しく分かりやすくお話をしてくださったと思います。なので、こちらも具体的に考えることができたかなと思っています。

司会者

4番さんは、この辺りいかがですか。

4番

私が担当した裁判は、被告人の方が外国人だったものですから、証言に立たれた後、通訳の方がしゃべられているところが何度か繰り返されるんですけど、なかなかその難しいところは、被告人の方がしゃべられているものと本当の通訳の方が通訳していただいている内容が一致しているかどうかについては、これからの課題になるのではないかなというふうに思います。

司会者

5番さんは、証拠の関係ではいかがですか。

5番

私の場合は、凶器がナイフということでもう決まっていたので、多分、今日は証拠を出してやりますと言われて、ただ、その証拠は、刺した包丁の方は、本物という形で出てきましたけども、もともと母親の胸を刺したまま1年間置いたままにした事件でしたので、その写真はどうかというのをどうも裁判官の人たちと検察官が話し合われたらしくて、そこはさすがに無理だろうということで、こういう形で絵を描いて、こことこことここに血が付いてたというのを絵図で出していただきましたけど、それが本当に出てきたらちょっとどうかなというのはあるので、そこはやっぱり配慮していただいたなという感じはしました。

司会者

ありがとうございます。6番さんは、証拠の関係ではいかがですか。

6番

証拠、分かりやすかったです。ちょっと質問してもいいですか。

司会者

どうぞ。

6番

残忍な証拠というのは絵図，イラストか何かですか。

5 番

そうですね。私の場合は，ここに母親が倒れてたという，こういう丸い円を描いて，包丁が刺さったところですが，あと血痕が飛び飛び飛び飛びとって番号がいっぱい書いてあった絵図を出していただきました。

司会者

写真に代えて，そういうような図面を作ったものを出してもらったと。

5 番

そうです。

6 番

それは，やっぱり裁判員に対する配慮なんですか。本当はプロの方々が法曹三者でやる場合は，ずばっと写真なんですか。

司会者

はい。かつて，裁判官だけでやっていたときには，そのような新しい証拠を作るということは求めずに，現場の状態であればそのままの写真を出してもらってました。そのままの写真では精神的負担を生じさせる可能性があるのもよろしくない，二次的な証拠，別の和らげられるような図面が作れるのであれば，事件によってはそういったものを取り調べていくことも考えようというのは，裁判員裁判になってからになりますね。

6 番

何でそんな質問をしたかというと，僕の場合は写真で出てきたんです。強制わいせつ致傷なんですけれども，被害者の女性が押し倒されたときにできた膝のけがの写真が出てきたんですけど，これがすごく男性含めた裁判員にはショッキングな写真で，生々しいだけではなくて，擦りむけた程度かなと思っていただければ，けがの痕がすごい大きくて，その女性はスカートをはくのが楽しみ，スカートをはくのがすごく好きな女性だったのが，そのけがのお

かげではけなくなっちゃったという話も弁護人からあって、非常にその後の我々裁判員にとっては大きな証拠の写真でした。分かりやすかったです。

司会者

今、証拠調べのところまで来たところですけど、検察官と弁護士会の弁護士さんから更に何か追加して質問したい点とかあれば伺いますけれども、どうですか。

弁護士（加藤）

弁護士会からちょっとお聞きしたいことがございます。証拠調べについて、反対尋問というものがあったと思います。それは検察官の方が証人に最初に質問をした後に弁護士から質問する、あるいは弁護人から先に被告人の方に質問をした後に検察官からする質問なんですけれども、反対尋問を聞いていただいて、何でこれを聞いているのかそもそもよく分からなかったというようなものがあれば教えていただきたいと思います。よく反対尋問が分かりにくいという御意見を伺うことがありまして、実際に分かりにくいと感じられたものがあれば、そういった理由についてお聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

司会者

どうですか。何か思い当たるものがある方ということで結構です。反対尋問が行われているときに、これ何のためにやってるのかなというふうにちょっと思ってしまった、そういうような場面とかで何か記憶喚起できる場所があったら結構ですけれども。

3番

証人尋問で今回精神科の先生をお呼びしてお話を聞いたんですけれども、検察側がお呼びした精神科医の先生で、弁護士の方の質問で、恐らくそういう症例を診た経験だとかというのが少ないんだということを言いたかったんだとは思いますが、しつこくその経験年数のことだとかを聞いてい

たので、そこにそんなにこだわるんだらうかと私たちも皆思いました。また、例えば、精神科の質問票のこの文言だけをすごく追及されたりとかという質問をされていて、やっぱり私たち裁判員も、あれは何かあんなにやって、私たちはこんなにする必要があるのかなと思ったよねというのを皆で話をしています。

司会者

ありがとうございます。ほかに何か思い出された方とかいらっしゃったら、どうぞ。

6番

詳しい質問は忘れちゃったんですけども、裁判官の方から、直接関係ないとして却下された質問があり、裁判に有効な質問とそうでないものの境界線がちょっと分かりにくかったなど。説明は受けたんですけども、ちょっと分からないまま、いわゆる証拠に基づかないとか、感情的なものだったとは思うんですけども、そういったことがちょっと経験ではありました。

2番

検察が証拠に基づいて立証しようというレベルがこの辺だとすると、それはこれだったらいいだろうという何かあるんですよ、標準みたいなね。ところが、弁護側の方が。だから、検察は原稿を読んで何だかんだみたいなことがあるわけですよ。それに対して弁護側の弁護士のスキルがそこそこいいと、原稿なんか持ってなくて、ばばばっ、ばばばっ、こうやるんですね。そうすると、スキルのレベルを言うとこんな感じを受けちゃうわけですよ。そうすると、いい弁護士さんを頼むと事件は変わっちゃうのかなとか、そんなのをちょっと正直、印象として受けました。そういうのを感じました。

司会者

ありがとうございます。そうしますと、ちょうど公判審理の最後のパート

になりますけれども、法廷での証拠の取調べが終わった後に、検察官と弁護人がそれぞれ証拠の取調べ結果を踏まえて、その事件についての双方の意見を述べるという手続が行われます。これを論告、弁論という言い方をしているんですけども、これらの論告、弁論が皆さん御自身なりの意見を形成する上で参考になったかどうか、それから、その後に法廷から評議室という別の部屋に移って、裁判官、裁判員で議論を始めることになりますけど、この議論を始める時点でそれぞれの事件の判断すべき事項について御自身なりの一応の意見、暫定的な意見が言えるような状態になっていたのかどうか、この辺りを皆さんの感想等として伺っていただければと思います。

1 番

評議に入る段階で、現場がコンビニエンスストアだったので証拠で防犯カメラの映像がありまして、それを見て、実際の映像、実際のものを映像で見られたので、執行猶予を付すかどうかの量刑に関する自分の意見というかそういうものは、その状態では私の中ではやっぱりありました。

司会者

ありがとうございます。2番さんはいかがですか。

2 番

意見は言えたと思いますね。法廷でいろいろ聞いて、自分なりにいろいろなものを持ち帰って後で評議するわけですけども、そのときに自分は自分なりに言う、そうするとほかの方も言う、そうするとその微妙な違いとかそういうことでもって、ああ、そうだったかということで、また改めてそれについてまた拾って意見を言ってみるとか、まさに意見を言い合った、順番だったりいろいろ、手を挙げたりだったんですけども、言うことによって、理解も深まったし、自分も言ったという感触ですかね。それも得られたというふうに思います。

司会者

そうすると、そういった意見交換をするために十分な材料というのは一応法廷で聞いていて御自身なりに吸収できていたというか、準備はできていたというようなことでしょうか。

2 番

ええ。で、なおかつ、ほかの方の意見も出てきたんでということですね。

司会者

ありがとうございます。3番さんは、その辺りどうですか。

3 番

材料という面では、とても詳しくお話があったので、何を考えないといけないか、何が争点かということはすごくはっきりはしていたんですけども、やはり考えることが、正当防衛が成立するかとか、誤想防衛が成立するか、責任能力があるのかということで、最後の最終意見、最終論告が終わった時点で、何を考えないといけないかは分かってはいたんですが、じゃあ自分の意見が言えるかという、どんどん裁判が進むごとに、最初は、いや、誤想防衛なんてないよと思っていたのが、話を聞くごとに、もしかしたらあるのかもしれないという、自分の中でもちょっと意見が定まらなくなって、最後、そうですね、最終弁論が終わったときには、すごく頭の中が逆にはっきりしなくなったというのが正直なところですよ。

司会者

ありがとうございます。ただ、考えなければいけないポイント、今回の3番さんが入られた事件は、正当防衛とか誤想防衛とか責任能力とかいろいろな話が出てくるんですけど、判断しなければいけないものは、何となく理解はできていたかどうか、この辺りはどうですか。

3 番

そうですね。それについて、その一つ一つについて、じゃあ何を私たちは考えないといけないかということについては理解はできていたと思います。

司会者

ありがとうございます。4番さんは、この最終意見の辺りはどうですか。感想として。

4番

最終のところは、それぞれ論告メモ、弁論メモという紙が各裁判員の方には配られていて、まず裁判が始まったときに、こういう事実でしたという話を、毎日の当事者の方、それから弁護される方、それから遺族の方、それぞれの方の生の声を聞きながら情報を詰め込んでいくんですが、最後、論告メモという形でまとめられていて、自分が関わってきた時間を振り返るところを含めて、これはよく整理されていて、自分の整理の中に役立ったかなと思っています。もしこのメモがない場合は、多分自分でメモを取っていたものだけを最後見て自分の意見をまとめるということになると思いますけれども、その書いたメモとこれを見比べながら、実際事実どうなのかと考え直す機会にこれが配られるというのは非常に有効だったのではないかと、分かりやすくなったのではないかとこのように思います。最終的に自分の意見もそれで整えることができたと思っています。

司会者

ありがとうございます。では、5番さんはいかがですか。

5番

私の場合は、殺人で被告人も認めてますので量刑だけということ。ただ、量刑でも、弁護人が言ってるのと、あと検察が言ってるので、弁護側は執行猶予を付けるかどうかを重要視してたと思うんです。というのは、やはり今話題になってる被告人がひきこもりだったのがもとになりますので、被告人がひきこもった理由、生まれてからの育ち方とか、あと一応自立はしたけれども、結局は自立したときに病気になって母親から移植までしてもらったのに、なぜそこで殺さなきゃいけなかったのかなと。そこに執行猶予を付ける

か付けないかという多分論点だったと思うんですけど、私の中ではもう意見は持っていて、ほかの皆さんも自分の意見を持って、裁判官とかの人たちのお話を聞きながら、自分たちの意見を言いながら、最後は執行猶予なしということになったんですけども、そこは自分の意見はちゃんと言えたんじゃないかなと思います。

司会者

量刑のポイントとしてどういう点に着目するかという辺りは法廷で出たので、皆さんとしても関心を持って聞けていたし、自分の意見というのをそれぞれが恐らく持ち得たのではないかと聞いてよろしいですかね。6番さんも量刑についての事件でしたけれども、この辺り、最終意見としてはどうでしたか。参考になったかどうかとか、その分かりやすさとかも含めていかがですか。

6番

分かりやすかったですし、暫定的な意見は審理が進むうちに形成されてきました。

司会者

ありがとうございます。論告、弁論も含めてのところで、検察官あるいは弁護士会の方から更に何か質問されるのであれば、どうぞ。

検察官（石島）

検察官石島ですけれども、検察官の意見を述べるに当たって、例えば、検察官は求刑をする立場、厳しく処罰をしてくださいという、どちらかといえどそういう意見を言う立場ですので、検察官の意見が厳し過ぎると思われるんじゃないかと、ひど過ぎると、大げさだというふうに思われるんじゃないかということをおもうんです。検察官は厳しめの意見を言って、弁護人はその反対側の意見を言う、そういう役割分担があるということなので、どちらかという厳しめの意見を言うように心掛けてる部分もあるんですけども、

ただ、そう言いつつも、そこまで言うのは検察官ひどいんじゃないかと思われたりすることもあるかなと思ったりすることもあります。そんなふうに、言い過ぎじゃないのかとか、さっきの証拠調べでそんな意見を言うのは説得力がないんじゃないかとか、そんなふうに思われたことはないでしょうか。

4 番

私が担当した事件は、殺害の方法がジッポーのオイルをまいて火をつけたということで、これが殺意があったか殺意がないかというところが争点にはなっていたんですけれども、そこに対して、やはりそこって非常に、言葉は悪いですけど、ドラマチックな感じで表現される場所もあって、細かい話を言うと、ジッポーの底に穴をあけて入れやすくしたという事実がここでは語られたりして。ただ、それは事実として知らせていただいたほうが、どうやって殺人に及んだのかというところが殺意があるかないかの非常に重要な事柄だと思うので、検察官がおっしゃられてるような厳しめの意見は、事実としては知らせていただいて私は良かったんじゃないかと思っています。以上です。

司会者

ほかの方、何かそういった観点から思い出されることがあったら、いかがですか。よろしいですか。あと、弁護士会の方から何かあればどうぞ。

弁護士（加藤）

2点お伺いさせてください。まず1点目なんですけれども、こちらは2番さんと3番さんにお伺いしたいと思います。2番さんと3番さんが御担当された裁判では、心神耗弱というものや、あるいは正当防衛などの法律概念が問題になった事案だったと思います。裁判官からもいろいろ中で説明はあったと思うんですけれども、当事者双方の正当防衛や責任能力の説明を聞いて御理解いただけたかどうかということをお二人にお伺いしたいと思います。もう1点は審理全体の話になるんですけれども、皆さん冒頭陳述を最初に聞

かれた段階で、この事件、この裁判について印象を何かしら持たれたと思います。例えばいろいろ争点のある事案であれば、殺意はあるのかとかないのかと思われたり、量刑が問題になる事案であれば執行猶予を付けてもいいのか、執行猶予はやっぱり駄目か、あるいはいろんな事件の中でも重い部類かとか、印象を持たれたと思います。その冒頭陳述の後に持たれた印象が、最後の論告や弁論を聞いた後でどう変化されたか、変化が全くなかったということであれば、そういったことをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

司会者

それでは、最初の責任能力、あるいは3番さんの事件はそのほかにも正当防衛、誤想防衛といった法律的な用語が出てきていたんですけれども、それについて理解ができたのかどうか、こういった御質問ですが、2番さん、お願いします。

2番

本当の意味で、例えば心神耗弱と言われて自分が耗弱を経験したわけじゃないんで、理解できたのかと言われると、ちょっとその理解の度合いには違いがあると思うんですが。ただ、お医者さんの意見を聞いてそれを信じる、あるいは説明を聞いてそういうものかという自分なりの理解を作ると、そういった形で判断をさせていただいたというのが正直なところです。

司会者

3番さんはいかがですか。

3番

正当防衛、誤想防衛に関しては、冒頭の頃でも弁護士さんが少し詳しくにお話をしてくださいましたので、どういったものかといったイメージは、もちろん裁判官の方のフォローも大分いただきながらではありますが、持つことはできました。また、責任能力と精神状態とかなんですけれども、検察の

方も弁護の方も証人がいらっしやって、証人の先生に質問形式で、この病気はこういったものですかここで判断しますというのを、割とどちらの先生も分かりやすいスライドを用いて説明してくださったので、その病気に詳しくなくても頭の中でイメージをすることがとてもしやすかったかなと思います。

司会者

あともう一つは、最初に冒頭陳述を聞いていたときの事件についての印象的なものが、実際に証拠調べを経て、最終意見を聞いたときに大きく変わったんだよというようなことがあったかどうかという御質問だと思いますけれども、そういった方がいらっしやったら。

4番

私の中では、重い精神障害がありますと一番初めの段階で言われて、裁判を進める中で、診断書ですかね、報告が先生の方から出されて、実際に精神障害という言葉自体の理解が浅かったものですから、それに関してどういう事象で、これを持っていた場合にどういう症状が現れるかというところは説明いただいていた、そういう意味では精神障害に関しての事実が裁判する中で分かったので、それで印象が変わったといえば変わったというところがあります。

2番

変わったかどうかというと変わりました。最初、情報が限られた中で事件を短い文章で要約されたものを読んで、そうするとどうするかというと、やっぱり自分の経験とか先入観みたいなものがあって、それでお化粧して、こうじゃないかと自分なりに持つわけですね。ところが、裁判を経ていって、だんだんそういったものの情報が入れ替わっていく、事実と入れ替わっていく、そして証拠に基づいて事件を理解しろということを言い聞かせながら理解していくと、明らかにやっぱり変わったなというのが私の印象ですね。も

う先入観を捨てて証拠を真摯に受け止めて理解しようということですね。それに努めると変わってきたというような感じを受けました。

司会者

続いて、法廷での裁判が終わった後の評議について、雰囲気あるいは改善点、評議の進め方に関するアドバイスなどがあれば伺いたいと思います。

6番

何ら問題はなかったと思います。扱った事件が皆さんに比べれば分かりやすかったというのもあって、また3名の裁判官の皆さんも雰囲気をうまく作っていただいて、闊達な意見が飛び交ったと思います。

司会者

5番さんはいかがですか。

5番

そうですね。量刑を出すときにどうやって量刑を出していくのかなというのがすごい気になってたので、私、最初に言わせていただいたんですけど、死刑というのがまず一番あって、無期懲役で、あと何年、テレビでも見てるんですけども、この人に対して何でこの量刑が出てくるのかというのがすごい昔から気にはなっていて、自分でこのぐらいというのを出すんですけども、あれっ、違うかとかというのもあったので、すごい、裁判長の方から、こういう形のこの殺人、例えば家族を殺した場合の量刑はこのぐらいで、あとほかの人、他人を殺したらこのぐらいという一覧みたいなのをを見せていただいて、すごいちゃんと、こういう場合はこのぐらいしか出ないという形で、言い切るわけじゃないけども、こういう形でやっていきますという形で分かりやすく説明していただいたので、それにのっかって、自分はこのぐらい量刑出さないとおかしいんじゃないかとか思ってたんですけども、こういう形で決めていくんだというのが分かったので、自分の中の整理的なものは整いました。あと、やはり一緒にいた裁判員の方たちが年齢がまちまちだったのもあるの

で、自分からやはり意見を言う人がたまたまちょっと少なかったのかなと思ってたんですけども、そこはうまく裁判長の方が、何番さんはどうですかというのをやっていく中で、やはりいろんな意見があって整ったんじゃないかなと思いますので、そういうところは、やはり意見を言わない人たちも中にはいるんじゃないかなと思うので、そこをうまく引き出していただけたらなというのは思いました。

司会者

ありがとうございます。4番さんはいかがですか。

4番

量刑を最終的に判断するときはデータベースを参照しながら、以前起こった事件と対比してどうですかという議論をするんですけども、そこが非常に重要だと思っていて、よりそこで多くの情報が、今回の僕らの事件で言うと、夫婦間のもめごと、それから殺人で殺人の仕方みたいな形で見えていくと、過去の量刑が見れるようになってるんですけども、そういったのを、より細かいもので見れるようなものになっていくと、よりその判断が適正になるのではないかなというふうには思いました。

司会者

3番さんはいかがですか。

3番

まず、評議に関して、いろいろと考えることがとても多かったのですが、まずこれを考えて、今はこれを考えるときでというのを一つ一つ裁判官の方々が示してくださって、ホワイトボード等にも書き出してくださっていたので、考えることがさくさんあった割に、何を今考えないといけないのか、これを決めていかないといけないのかというのがすごくはっきりした中で意見を言うことができたんじゃないかなと思います。評議の内容に関しても、やっぱり初めての方なので、変なことを言ったら怒られるんじゃないかとか、

すごく緊張しながらだったんですけども、裁判官の方たちが、私たちが言う意見に関して否定せずに聞いてくださったので、すごく意見が言いやすく進めてくださったなというのと、周りの同じ裁判員の方々にすごく恵まれたというか、すごく楽に意見を言うことができたんじゃないかなと思っています。

司会者

2番さん、評議の点はいかがですか。

2番

そうですね。評議に入るときには、何回かステップがあって、そのステップごとに明確に目標と言ったらいいのか、議題と言ったらいいのか、それがはっきり示されたので、評議しやすかったといたしますか、そういうふうに思いました。ただ、私も法律の知識をあまり知らなかった中で、いろいろ説明を聞きながらやっていくと、量刑が付くと半分ぐらいとか何かそういう説明も丁寧にさせていただいて、分かりやすく進めることができたんじゃないかというふうに思います。

司会者

今のお話は、心神耗弱とかで減軽されて半分になるということですか。

2番

そうです。

司会者

1番さん、いかがですか。

1番

雰囲気などはすごく話しやすく、討論のポイントなども裁判官の方がしっかり細かなところはリードしてくださいますので、とてもやりやすかったです。ただ、個人情報観点から皆さん名前では呼ばなくて番号なので、何か始終、こんなに打ち解けているのにこれは一体何だろうみたいなところはあ

りましたけど、それは個人的な価値観であって、でも本当にやはり一人の人の人生の時間を考えてるという責任は8人に共通してあったように思いますので、やっぱり全くの他人のことをここまでみんな考えているという、そういう雰囲気は、私はこの裁判員制度はすごくいいんじゃないかなというふうには感じました。

司会者

この辺り、評議について当事者の方から何か御質問とかありますか。

弁護士（加地）

弁護士会から質問させていただきます。評議、当然時間に限りがあるとは思いますが、もう少しこの点についてもっと議論したいとか、ここはもう少し意見を言いたかったとか、そこで少し悩まれてる部分があったりとかすれば、どういうときに悩まれたのかとか、具体的に評議の秘密に反しない限りなんですけれども、御意見とか、それに対して裁判官が配慮してくださったところがあればお伺いできればと思います。

司会者

具体的に述べると評議の秘密の問題があるので、時間的に適切であったかどうかと、そのような聞き方でよろしいですかね。

弁護士（加地）

そうですね。

司会者

裁判官の方でもどのぐらい必要なのかなというのは、裁判のスケジュールを定めるときに、大ざっぱにこれを決め、評議がまとまったところで評議が終了になるというやり方をしていますが、評議について時間的な取り方とかそういったところでどうですか。

4 番

私の認識が誤ってればあれなんですけれども、基本的に議論が足りなけれ

ば、例えばこの裁判所に来る日を増やしてでもやりましょうということだったと理解しているので、時間が夕方来てしまえばそれで解散にはなりましたけれども、そこはたしか裁判長から足りなければ日を設定してやっていただけるという認識で、僕らのやった裁判の中ではそういうことはなかったですけれども、そこについてはあまり心配は僕はなかったです。

司会者

ほかの方、特に何か今の点について。よろしいですか。それでは、今度二つ目のテーマで、裁判員制度のこれからというところについて議論の方を移させていただきます。裁判員制度も10年経ったところで、好意的な感想を多くいただいているところなんですけど、一方で最初にも御紹介したとおり辞退率の上昇あるいは無断欠席率、これが少しずつ上昇してきているといった問題状況も出てきているところです。実際に裁判員を務めていただいた皆さんの方から、この裁判員制度、これからもより良い形にしていく、大きく育てていくために、裁判所あるいは法曹三者の側、国の側、あるいは社会の側でどういった取組等が必要なのかどうか、皆さんの方からの率直な感想あるいはアドバイスをいただけたらと思っております。また、参加に当たっては相当な御負担をお掛けしたかと思うんですけれども、そういった負担にやはり見合うものでないと、この制度について理解を得ていくのは難しいので、そういった観点から皆さんが感じられたこととかも御披露していただければと思っております。よろしいですかね。それでは、この辺りについて話の口火を切っていただくので、6番さんからよろしいですか。

6番

これはすごく難しいなと思っております。より参加しやすい制度とするために必要な工夫ですよね。僕、会社員で、もちろん会社の中にはシステムとして裁判員に選ばれたら有休使っていいよということになってるんで、会社側は仕事の都合がうまくいけば参加はできるんですけれども、じゃあ、実際に

みんなに行け行けと言えるかという、冒頭、僕、言ったとおりすごく疲れたんですね。人の罪あるなし、あったらばどれぐらいの量刑、また被害者の方の感情をどこまで酌むのか、酌むためにやってきたんですけれども、感情が揺さぶられるわけなんです。すごく頭を使ったり、へとへとになって、家族なんて、1日朝から夕方まで何話してるのって言われちゃうんだけど、あっという間に1日が終わっちゃうんですね。それぐらい充実した審理というんでしょうか、それぐらいすごく頭、体力を含めて使って、へとへとになってしまったんですね。最後その被告人にあなたはこうですよということを言い渡されるんですけれども、何というんでしょうか、そこに関わった人間としては、もう二度とあなた罪を犯さないでくれよと、執行猶予が付いたので世に放たれていくんですけれども、判決が言い渡された後も、あれで良かったのかどうだったのかっていまだに僕の中では引きずっていて、頼むから再犯しないでくれよといまだに祈ってるんですね。それを、じゃあ、みんなに勧められるかという、どうやったら参加率が高くなっていくのかなと思うとすごく難しく、いまだに自分の中では結論が見出せていません。そんな感じです。

司会者

ありがとうございます。5番さんからは、一番最初、女性の参加とかそういったところについてもお話しいただいたと思うんですけども、この点についてはどうですか。

5番

そうですね。私は裁判員裁判の制度がある会社に勤めてましたので、そこはやはり参加しやすかったです。上司の方も是非行ってこいと言われましたので、じゃあ日程はこれですと選任表を提出して、じゃあここでお休みさせていただきます。選任日が決まったときに、多分1か月前ぐらいに来ますので、当たるか当たらないかは運次第ということだったんですけども、一応、

1 か月の間、仕事は当たるかもしれないという気持ちで前倒しで全部仕事を済ませてきて、当日選任されたときに、当たりましたということで全てまた、翌週から、すぐ翌週から休みに入りますので、その分は全部その選任日の金曜日にほぼ全部仕事を済ませて、お休みをいただいたので、それは参加しやすかったです。ただ、この選任、日程ですね。私は全て6日間ということでやってみましたからいいんですけども、これがやはり、どうなんでしょう、難しい事件もいろいろ、意見交換会のお話もちょっとネットとかで見ましたけども、さすがに30日とか2か月とか何か訳の分からない日程になると、さすがに自分の仕事もまずいので、そこはもうちょっと短くしていただかないと、参加率は絶対に低いと思います。日程を見た段階でもう無理だという感じになってしまうんじゃないかなという気はすごかったです。なので、そこはどうでしょうね。多分難しいと思うんですけども、もう少し日程を見極めていかないと、私たちにも生活が懸かってますので、仕事を休めるのは限りがあるので、そこはうまくしていかなきゃいけないんじゃないかなというのは思います。

司会者

ありがとうございます。4番さん、この辺りどうですか。

4番

極端な話で言うと、例えば義務付けてしまうとかですね、あとは報酬を高くするとかいろいろ方法はあると思うんですが、なかなかそこまでは難しいと思うんですけども、私が実際経験してみて、一番きつかったというか大変だったのは、スケジュールの立て方のところが難しかったなと思ってますので、今、来年度あなたは名簿に載ります、ただ日にちはちょっと不確定です、1か月か2か月ぐらい前にこれぐらいの日になりそうですと来るんですけど、これ、なかなか事件との関連もあるので難しいと思うんですけど、そこがふわっとした状態ではなくて、例えば2年後の8月に2週間絶対にやり

ますみたいな形で、すごく計画前倒しで説明されると参加しやすい。事件が起こるか起こらないかもあるので難しいとは思いますが、そこにもし該当するものがあつたら参加してもらいますと、だからそこは確実に会社とも話をして、空けといてくださいみたいなやり方も一つあるかなと思います。あとは、教育として、生きるための教育として、転んでた自転車を起こすとか白線の外は歩かないとかというのと同じように、裁判に対して興味を持って、そういうのが来たときは必ず受けるんだよというような、子供たちに教えていくようなことも必要なのかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

3番

私も日程の面では、その当時結構忙しく働いていたので、たまたま上が、上司がすごくそういうのは行ってこいという感じだったので、ものすごく頑張って業務を調整して参加したんですけど、正直、これで抽選当たったというか、これに選ばれたから良かったけれども、もし選ばれていなかったら、すごくいろんなところに迷惑を掛けて、大騒ぎをしてという感じだったのは、正直、この結構長い裁判の日程を押さえるのはすごく大変だったので、先ほど4番さんがおっしゃったように、難しいかもしれないですけども、大体どれぐらいだとか、1か月、私は多分8週間ぐらい前には来ていただくというのが来てたんですけど、もう少し早めに分かっていたら、難しいとは思いますが、こちらとしても少し予定は立てやすいのかなという気はします。

司会者

ありがとうございます。2番さん、この辺りでいかがですか。

2番

僕は仕事を離れてましたので、逆に言えば、そういうのは話が来たら受け

ようというふうに前々から思っていましたというところがあります。ですので、私の場合、参加することに別に問題はないんですが、ただ、現役時代もしそういう話があったらどうだろうというふうにちょっと考えてみました。そして恐らく断わったかもしれない。断わるとしたらなぜだろうと。このぐらいの日程とかいうのは、前々からかなり時間をいただいて話があるのに調整が付かないわけではないと、こう正直思いまして、そうすると、自分が組織に所属しているがために、その組織への忠誠みたいな心があって、断わるのが格好いいみたいな、そういう変な正義感みたいなのがこの辺にあって、そういうのがあるのかな、そういうのが出ちゃうのかな、そうやっててんびんに掛けちゃうかなというのはちょっと感じました。もし僕がその立場でやったりちょっと忙しいと、実は調整が付くのにそれを理由に何か言ってみちゃうとか、そういうのがあるんじゃないかなと。そうすると、それをさせないためには、しないためにはどうしたらいいのかといたら、それを例えば職場に持ち帰って、僕は今忙しいけど君出てくれないとか、代理、代打とか、あるいはうちの奥さんをお願いをすとか、そういう何とか委譲とか譲れるとか、そういう制度もあってもいいのかなみたいな。そうすれば、まずかなりの確率で応えられるんじゃないのかなと、ふとそんなことも感じましたということですね。

司会者

ありがとうございます。最後に1番さん、いかがですか。

1番

私は、書類がまず1回目に名簿に載りましたというのが届いて、2回目に抽選で決まりますというお知らせが届いて、まず一番初めポストを開けると裁判所からの書類が入っていると、あらっ、私何か悪いことしたのかしらみたいな、そっちの立場でちょっとまず驚くというのが一番初めの印象であって、結構文字が多いので何を言ってるのか本当に分からなくて、抽選があるとい

うことを私も本当に勘違いして、もう行ったら裁判員になってるんだと勘違いしてたんですよ。会社の上司とかにも全部見せて、違うんじゃないのみたいな感じで匂わせてたんですけど、私は気付かなくて、もう有休取って行ってくると言っただけで、行けたんで良かったんですけど、そのとき私は会社員で総務だったので、代わりもいますし、そんなにすごい責任が重いかといったらそうでもなかったんで、もちろんそれはできた、可能だったんですけど、相手がいる仕事をしていたら、きっとこの裁判員が終わった後に会社に来て、その日の自分がやらなきゃいけない仕事を、責任感のある人はやるんじゃないかなというふうに思うんですよね。だから、何というんですかね、書類のイメージが付きにくかった。もちろん私そのとき勘違いしたまま当たったんで良かったんですけど、それが違いましたということになったら、やっぱり調整付けた手前というのはすごく、運がなかったんだねみたいになるんじゃないかなというふうにはイメージはありました。それは自分がそういう立場になって思ったことで、あともう一つは、裁判員制度をやって10年で、何か良くなったのかとか、裁判員制度、もちろん参加をしたら、ふだんは絶対に法廷には行きませんし、家族がとか家系が何かそういうところの関係じゃなければ関わることはない状況なので、貴重な体験ができるというのは絶対なので、裁判員制度になって何が良くなっているのかとか、そういうイメージがあるというのが今の世の中にはないかなというのは、本当に実際に体験してみないと分からないというものなんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございます。最後に今1番さんおっしゃっていただいたとおり、この裁判員制度に参加してどういったものが得られるのかというところを、法曹三者もそうですし、裁判員の皆さんの方でも具体的に出していただき、それを徐々に世の中に広めていくことが重要じゃないかと日々我々も議論しているところです。最後に皆さんの方からそういった観点で何か裁判員裁判

に参加して、こういうものが得られたと御披露できる方がいらっしやったら、
お願いします。

6 番

結構悪いことして生きてきまして、僕バイク乗るのが好きなので、結構飛ばしちゃったりだとかしてたんですけども、裁判員制度に参加して、真つ当な社会人として生きていこうと心に誓いました。子供たちとか若い人たちの見本にならないと大人はいけないんだなど、被告人に判決を言い渡す裁判長の声を聞きながらそう思いました。私、会社に戻って、裁判員制度どうだったと同僚だとか聞かれたんですけども、詳しくは説明できないんですけども、ささいなことも見逃さずに真つ当な社会人として生きていこうとみんなに布教してます。それは参加して良かったことです。

司会者

ありがとうございます。それでは、本日、傍聴していただいている記者の方からも質問事項をいただいております。

甲社 A 記者

貴重なお話、ありがとうございました。裁判で判決を出していくという中で、御自身の意見が反映されたと思うかどうかというところと、どういったところからそのように思ったかというところを教えていただけたらと思います。

1 番

反映はされたとは思いますが。最後の量刑を決めるときにそう思いました。
以上です。

2 番

最終的には反映されたというふうに思います。初めは前知識もないし、こういう事件か、じゃあこうだとそれなりに勝手に刑を決めてたんですけども、実際に法廷に参加して、そして評議をやってだんだん知識を得てそれを修正

していく段階で、自分なりにそれを理解し、意見を述べ、そして最終的には集約して、収束していったと言ったらいいんでしょうかね。そういう意味で反映してるというふうに思いました。

3 番

私も意見を反映していただいたと思います。具体的にどこがというのを言うのは難しいんですけども、やはり裁判官の方とかが、私たちからいろんな意見を引き出してくださって、それを尊重してくださって議論を進めていきましたので、全体の印象として自分の意見も、その一つ一つの判断に対して反映されていった、反映していただいたんじゃないかなということを思っています。

4 番

反映されたと私も思っています。理由は、裁判員 6 名と補助の方 2 名、そして裁判官 3 名で議論をするんですけども、やはり意見は割れてくるので、そこに対してどこに着地するのかというのはそれぞれ皆で意見を尽くして、最終的に全員合意するまでは議論をしますので、そういう意味では皆さん全て納得した状態で最終的には判決書も決まったというふうに理解しています。

5 番

私も同じで、意見は反映されてると思います。一人一人の意見を裁判長の方から引き出していただいて、それに基づいてやはり意見を尽くして、最終的に量刑を決めていきますので、そこの中の量刑を見ていきますと、やはり少しは反映されてるんじゃないかなとは思いました。

6 番

反映されてると思います。全部終わって退出、さようならというときに、裁判長の方と話をしたとき、皆様方の御判断を尊重しましたとおっしゃっていただき、反映されたんだと、参加して意味はあったんだと思いました。

司会者

ありがとうございます。そのほかありますか。

甲社 A 記者

先ほどお話にあったと思うんですけど、初めに考えていたことと、議論を重ねていく上でどんどん分からなくなってしまうというお話があったと思うんですけど、そういったときにどういうふうに理解を深めていったのかというところを教えていただけたらなと思います。

司会者

御自身で判断とか悩んだときにどういうふうに解消していったか、そういったところを少し披露してもらえればと思います。いかがですか。

6 番

僕のこれは完全に、さっきどなたかもおっしゃってましたけれども、膨大なデータが出てくるんですね。こういう事件ですと大体日本の裁判の過去の判例でいくところですかああですという膨大な結果を見せられると、すごく近似値がもう出ているんですね。そうすると、僕ら何で呼ばれてたんだっけと、そこら辺がちょっと分からなくなっちゃうんですよ。機械がそうやって、判例がそうやって出てるんだったら、僕ら参加しなくても良かったんじゃないかとか、コンピューターなり機械に任せちゃっていいんじゃないかという中で、じゃあ、我々は別に法律のプロでも何でもありませんし、ドラマを演じてるわけでもなくて、何のために来てるんだっけと言ったときに、弁護士の方や検察官の意見も参考にしながら、やっぱり僕らは被害者の感情を重んじなければいけないんじゃないかとか、そんなところを自分たちの判断材料にしていきました。

司会者

ほか、いかがですか。3番さんの方は、ちょっと迷われたりしたというときにどういうふうに解消されていったのかで、もう少し披露できることがあれば。

3 番

結構考えることが多くて、いろいろと迷いが生じていたんですけども、やはり評議で議論する中で、年齢も職業も違うような裁判員の方々の御意見を聞いて、自分だけだとこの一つの意見しか出なくて、それだけでも迷ってしまっていたのが、別の、例えばお子さんを持つての方の意見だとか、主婦の方の意見だとかというのを聞いていく中で、自分の中でも腑に落ちる事が出てきたりしていて、ちょっと話がそれるんですけど、そういうのも含めて裁判とかに関係なく非常に貴重な経験をしたなと思っています。量刑に関しても、こういう事件はこういう量刑が多いとかというのを一つ一つデータで見せていただきましたので、最終的には自分の意見をしっかりと持つことができたなと思っています、そういうデータを見せながら説明していただいたのがありがたかったです。

甲社 A 記者

裁判官の方にもお伺いしたいんですが、辞退率が上がっているという中で、今後どういった対策を取っていかれるのかというところを教えていただけたらなと思ったんですけど。

司会者

私個人の考えですが、今回の意見交換会もまさにそうですけれども、裁判員の経験者の方に、参加することでメリットを感じていただけたか、そういった感想をまた世の中に出していただいて、裁判員制度の意味を地道に伝えていっていただくと。それからまた法曹三者の方も、裁判員制度のメリットを世の中に広めていくと、それが何よりも重要だというふうに思っています。そのための取組としては、広報活動も積極的にやるようにしていますので、一つ一つの事件、これを積み重ねていくことと、こういった制度の意義を伝えていくこと、その両面で理解を図っていくほかないのではないかと考えています。

乙社B記者

1点だけなんですけども、先ほど刺激証拠というか証拠写真の関係の話が多分2番さんと5番さんと6番さんから出たと思うんですけど、その中で2番さんは写真で見せていただいたほうが良かったのではないかと、一方で5番さんは絵で見せていただいたので良かった、一方で6番さんは膝の写真を見てという話が出たところなんですけど、そのほかの方で1番さん、3番さん、4番さん、刺激証拠というか、残忍なというか、犯行の写真とか絵の部分に関して、お三方の中で資料でどういうものが出てきたのかということと、それが絵の方が良かったのか、若しくはやっぱり現実の写真を見せていただいたほうが良かったのか、それぞれお三方にちょっとお聞きできればなと思います。

司会者

お三方の中で、まず写真を加工したり、イラストといったような証拠が出てきた事件だった記憶がある方、1番さん、3番さん、4番さん、いかがですか。1番さんは。

1番

映像でした。

司会者

映像で加工したりしたものはなかったということですか。

1番

加工はされていませんでした。

司会者

3番さんはどうですか。

3番

私は写真でした。

司会者

写真で特にイラストとかに加工したものというのがあった記憶はないですか。

3 番

なかったです。

司会者

4 番さんはどうですか。

4 番

写真でした。

司会者

特に加工とかはなかった記憶ですか。

4 番

なかったと記憶しています。

乙社 B 記者

その映像とか写真で、お三方で心理的に負担になったとか、その後思い出してしまって精神的にちょっとつらくなったとか、そういう経験というのはありましたか。

司会者

1 番さんからお願いします。

1 番

私は映像だったんですが、実際にその被害者の方が手に傷を負われたんですけれども、そこがちょうど物陰になってしまって見えなかったの、精神的なショックというか、そういったものはありませんでしたし、見せる前に、見たくない方というのは配慮がありましたので、そういったものに関しては私の中ではありませんでした。かつ、映像があったからこそ何回も見れたし、身長だったりとかそういったものが分かりやすかったなというところがあります。

司会者

3 番さんはいかがですか。

3 番

私は、被害者の方の傷の写真だとか運ばれていくときの写真が出てきたりしたんですけれども、やはり思った以上にびっくりしたのが正直なところなんです。ほかの裁判員の方とかもおっしゃっていたんですけれども、やっぱりちょっとそれが頭に残ってしまうというか、何か、男の人から刺されたという感じだったんですけれども、やっぱり道端で若干思い出してしまったりということはありません。ただ、すごく救いだったのが、それを同じ裁判員の中でそういったことを言えるような雰囲気だったんですね。なのでそこにすごく救われたというのがあって、もしもそれが言えないような雰囲気だとか、裁判官の方々が雰囲気作りをしてくださらなかったら、もしかしたら結構きつかったのかもしれないなと今になっては思っています。

司会者

ありがとうございます。4 番さんはどうですか。

4 番

私も写真で見たんですけれども、過激に演出されたような映像ではなくて事実に基づいた写真でしたので、裁判員を受ける段階で、そういうものは見なければいけないんだなという気持ちも持ってましたし、そこに対して私については別に、そういうもんと言ったらおかしいですけど、裁判員になるってそういう覚悟も要るんだなと思って、それは受け入れました。

司会者

4 番さんは殺人事件でしたけど、遺体の写真とかはもともと出てはこなかったということによろしいですか。

4 番

そうですね。火災が起きたところだったので、火災が起きた後のすすけた

部屋の中が写ってたぐらいでした。

乙社B記者

御遺体とかがそのままということはなく、火災の現場の写真ということで
すね。

4番

はい。

司会者

よろしいですかね。それでは、これでお時間になりましたので今日の意見
交換会はこれにて閉会とさせていただきます。今日いらっしゃっていただい
た経験者の皆様、本当にどうもありがとうございました。

以 上